資料４－２

令和２年１２月４日
本部員会議資料
保健福祉部

感染が拡大している地域における感染の状況及び社会への協力要請等の状況

項目		ステージⅢ	時点	北海道	東京都	愛知県	大阪府	兵庫県	沖縄県
医療提供体制の負荷	確保病床使用率 （軽症~中等症）	25%	11/24時点	46.7%	40.3%	43.3%	54.6%	68.3%	41.6%
	確保病床使用率 （重症）	25%	11/24時点	10.4%	50.0%	22.9%	49.5%	29.1%	39.6%
感染の状況	直近1週間の新規患者数 （対人口10万人）	15人	～12/ 2 （1W）	28.29人	23.08人	17.58人	29.06人	15.46人	23.61人
	感染経路不明な者の割合	50%	～11/27 （1W）	29%	59%	51%	65%	51%	48%
社会への協力要請等の状況 ※12月3日現在の状況（岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べ）				**【移動及び外出に係る協力要請（11/28～12/11）】** ＜道民及び札幌市内に滞在している方向け＞ （特措法第24条第9項に基づく） ●札幌市内における不要不急の外出を控える ●札幌市外との不要不急の往来を控える ※上記２点については、感染リスクを回避できない場合 ●札幌市内における接待を伴う飲食店の利用を控える ●札幌市内の一部区域の酒類を提供する施設の利用を控える（22時～翌5時） **【休業及び営業に係る協力要請（11/28～12/11）】** （特措法第24条第9項に基づく） ●札幌市内の接待を伴う飲食店への休業要請 ●札幌市内の一部区域の酒類を提供する施設の時短営業の要請（22時～翌5時）	**【移動及び外出に係る協力要請（11/25～）】** ＜都民の方向け＞ ●できれば、できるだけ外出は控えて **【営業に係る協力要請（11/28～12/17）】** （特措法第24条第9項に基づく） ●23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮の要請（営業時間：朝5時～夜10時）	**【移動及び外出に係る協力要請（11/29～）】** ＜県民の方向け＞ ●首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控える ●感染が拡大している都市域への不要不急の移動は、出来るだけ控えて、自覚をもって適切に行動 ●大人数での会食や宴会は控え、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す行動を控える **【休業及び営業に係る協力要請（11/29～12/18）】** （特措法第24条第9項に基づく） ●名古屋市内の一部区域の接待を伴う飲食店に対し以下のとおり要請 ・感染防止宣言ステッカーを導入していない施設 ⇒休業を要請 ・感染防止宣言ステッカーを導入している施設 ⇒営業時間短縮（朝5時～夜9時）を要請 （特措法に基づかない） ●酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮（朝5時~夜9時）を要請	**【移動及び外出に係る協力要請】** ＜府民の方向け＞ （特措法第24条第9項に基づく） ●できる限り、不要不急の外出を自粛すること（12/4～12/15） ●「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控える（11/20～） ●重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）は、不要不急の外出を控えること（11/20～） **【休業及び営業に係る協力要請（11/27～12/15）】** （特措法第24条第9項に基づく） ●大阪市内の一部区域の接待を伴う飲食店に対し以下のとおり要請 ・感染防止宣言ステッカーを導入していない施設 ⇒休業を要請 ・感染防止宣言ステッカーを導入している施設 ⇒営業時間短縮（朝5時～夜9時）を要請	**【移動及び外出に係る協力要請（11/20～）】** ＜県民の方向け＞ （特措法第24条第9項に基づく） ●東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛すること（特に若者は注意すること） ●高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること ●感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない場合、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること（高齢者や基礎疾患のある者は特に注意すること） ●飲食店を利用する場合は、家族や介護者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること **【感染防止対策の徹底】** （特措法第24条第9項等に基づく） ●飲食店に対し、発熱、咳、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請	【市中感染防止対策の徹底】 ＜県民への方向け＞ （特措法及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例に基づく） ●基本的な感染防止対策の徹底 ●会食・会合は少人数 ●感染防止対策を行っている店舗の利用

※「医療提供体制の負荷」及び「感染の状況」については、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和2年12月３日開催）資料より引用